平成 23 年度　事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号	総税08

事務事業名	過誤納金還付事務	予算科目 会計	1 一般会計
総合基本計画 まちづくりの目標(章)	5 信頼に基づく市民とともにつくるまち	款	2 総務費
施策(節)	3 行財政運営	項	2 徴税費
施策の方向	(3) 財政の健全化	目	2 徴収費
関連する計画等		事業	53 市税過誤納還付金
		作成部署	総務部税務課
		連絡先	072 - 958 - 1111　内線 1420

事業の目的

対象(誰を・何を)

納税者・特別徴収義務者

意図(どういう状態にしたいのか)

過誤納金を迅速で適正に還付することにより、公正な市税の徴収管理を行う。

事業の内容

過誤納金が判明した時に、遅滞なく還付通知書等を作成し、納税者又は特別徴収義務者に通知をする。納税者又は特別徴収義務者より還付請求があれば、口座振込みにより支払い手続きを行う。ただし、過誤納金が発生した時点で未納がある場合は、充当処理をし、充当通知書を納税者又は特別徴収義務者に通知する。

根拠法令等	地方税　地方自治法　羽曳野市市税条例施行規則		
事業開始時期	☐ 昭和 ☐ 平成　年開始　☑ 明確にはわからない ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている	終了年度	平成　年度
事業開始時からの状況変化	税に対する意識が向上し、還付申告等が年々増加しており、そのことにより還付件数も増加している。		
市民や議会の要望			
実施手法	☑ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他( )		
委託先	☐ 市外郭団体委託　名称( ) ☐ 民間委託 ☐ その他	委託内容	

区分		21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込み)
事業費【1】	(千円)	77,318	36,362	50,050
人件費【2】	(千円)	4,125	3,960	3,960
職員数 正規職員		0.55 人	0.55 人	0.55 人
職員数 再任用職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
職員数 嘱託職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
職員数 臨時職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
超過勤務(参考)	(時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費(【1】＋【2】)【A】	(千円)	81,443	40,322	54,010
財源内訳 国費	(千円)			
財源内訳 府費	(千円)			
財源内訳 市債	(千円)			
財源内訳 その他(手数料・使用料等)	(千円)			
財源内訳 一般財源	(千円)	81,443	40,322	54,010

活動指標(事業の活動実績)【B】	単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 過誤納金発生件数	件	1,922	1,478	1,200
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		42,374 円	27,281 円	45,008 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		685 円	342 円	458 円

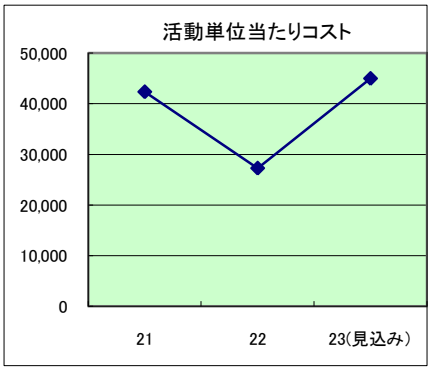

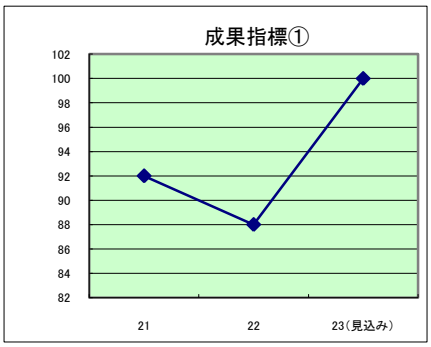

成果指標(事業目的の達成度を測る指標)

	指標名	単位	指標設定の考え方		平成21年度	平成22年度	達成率(%)	平成23年度
①	過誤納金還付率 (式) 還付済件数÷過誤納金発生件数×１００	%	過誤納金還付済件数の割合	目標	100	100		100
				実績	92	88	88.0%	
②	(式)			目標				
				実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法律で定められており、また税の公平性の観点からも、必要不可欠な事業である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☑	☐	☐	透明でガラス張りの市政を促進し、また税の公平性の観点からも、課税額に対し正当な収納をしなければならないため必要な事業である。 また、過納・誤納による納税者への還付は当然の業務であることから、取りやめることはできない。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☑	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☑	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☑	
		国・府の事業と重複していない	☑	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☑	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☑	
	効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）	☑	☐	☐	税額更正による還付事務の改善は困難だが、賦課誤りなどの人的ミスを少なくすることにより還付事務のコスト削減に努める。 法律の規制により民間委託によるサービスの提供が不可能な事業である。
		受益者負担の割合は適当である	☑	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☑	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☑	☐	☐	
		民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない	☑	☐	☐	
	有効性	上位の施策（目的）が明確である	☑	☐	☐	納税者の大切な金銭を過納・誤納されているため、迅速に還付または充当する必要があることから、遅滞ない還付・充当の事務処理に努めている。
		上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である	☑	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☑	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☑	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☑	税額更正などの過納の場合は、更正理由などを記した決議書を還付通知書類と一緒に納税者に送付しているが、誤納の場合は還付の理由を記した書類を同封していない。今後、試行錯誤し検討していきたい。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☑	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☑	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☑	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☑	☐	☐	過誤納金、特に誤納により生じた還付金の受取が100%ではないのが現状である。今後は、未還付者への対策についての検討が必要である。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☑	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☑	☐	

担当部局評価

総合評価

☐ 拡大・充実　☐ 現状維持　☑ 方法改善　☐ 民営化・民間委託　☐ 縮小　☐ 廃止・休止　☐ 完了

評価の理由

還付金の受取を100%にするべく、未請求の市民に対し細かい勧奨を行う必要がある。

今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など）

税制改正により還付件数が大きく変動するため、事務体制も臨機応変に対応していく。

行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☐ 拡大・充実　☐ 現状維持　☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託　☐ 縮小　☐ 廃止・休止　☐ 完了	